

会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会 第3回会議
開催日時	平成18年 3月30日（木） 午後 1時30分から 午後 2時45分まで
開催場所	玉村町役場 3階 大会議室
出席者	審議会委員 13名 審議会幹事 6名 事務局 3名 以上22名
会議の議題	1. 議題 1) 前回説明した条文の質疑について 2) 各条文説明と質疑応答について 第4章～第6章 その他 1) 第1回及び第2回会議録の公開について
会議経過	別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議資料	別添のとおり

会 議 経 過

1. 開会

・事務局 皆さん、こんにちは。第3回目の玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会を始めさせていただきます。本日、〇〇委員と〇〇委員は所用のため欠席ということでございます。あと数名の委員さんについては、遅れると連絡が入っております。では、議題に入る前に、会長からご挨拶をお願いいたします。

・会長 どうも皆さん、ご苦労様でございます。今日は3回目の審議会でございます。忌憚のないご意見を出して頂きたいと思っております。特に前回から、草案を提起していただきました幹事の皆さんからご説明をいただき、委員の皆さんから若干のご意見がでたわけでございます。引き続き草案について、幹事の皆さんからご説明いただきますが、内容等をよく理解した上で、最終的に条例についてご意見をだしていただき、仕上げていけたらと思っております。従いまして、ご遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。ご協力をお願いいたします。

2. 議題

1) 前回会議で説明した条文の質疑について

・司会 それでは、議題に入らせて頂きます。まずは、前回、幹事から説明を受けた条文の質疑について。前回の会議で決定したことですが、ご意見等ありましたら書面で事務局まで報告することになっておりますが、その確認を行いたいと思っております。事務局、ありますか？

・事務局 本日までに、文書で意見が寄せられたということはありません。

・司会 では、書面での提出はないようですが、ご意見がありましたらご発言をお願いします。ないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

2) 各条文説明と質疑について

・司会 次の各条文説明と質疑応答について。本日の予定は、第4章から第6章までについてです。では、幹事さんからご説明をお願い致します。まず、第4章をお願いします。

・幹事 第4章「住民の権利、役割及び責務」についてご説明させていただきます。この条文は、第1章「総則」、第2章「まちづくりの基本理念と基本目標」、第3章「まちづくりの基本原則」にのっとり、さて、それでは私達はどうしたらいいだろうか、というところからでてきた条文でございます。まちづくりの主体が住民であるということ、あるいは我々住民一人ひとりが主人公なんだという立場をしっかりと踏まえた上で、それでは、どういう姿勢をもったらいいいのか、どういう行動をとったらいいいのかという

考え方の中からでてきた条文です。それが結果として、第9条、第10条の条文に生まれてきたわけでございます。文字通り、この条文通りの内容といたしますか、精神をご理解いただけたらと思います。以上です。

・**司会** ありがとうございます。第4章「住民の権利、役割及び責務」には、第9条住民の権利、第10条住民の役割と責務をこのようにまとめていただいたわけですが、第9条、10条についてご質疑がありましたら、お願いします。

・**委員** 住民の権利の中に、評価をする権利というのはありませんか？

・**幹事** それも、全体の議論の中で出てきましたが、住民の権利としての評価というよりも、この条例全体の成果に対する評価ということに重点をおいた方がいいのではないかとということで、結果的には出さずに終わってしまいました。第10章に「評価」という項目がございますが、特に住民が持つ権利というふうには考えておりませんでした。

・**委員** 情報公開の権利とでていきますよね。協働の権利はでていきますよね。抜けているのは、評価をする権利です。それは全体ではなくて、具体的に何を評価する権利があるか。例えば、この草案を白紙から出発したといたしましたよね。白紙の段階から、この草案についての要件と言いますか、骨子と言いますか、柱というものをあてられましたか？その要件を簡単に言っていただけますか？

・**幹事** 要するに、この町を私達の手で、住みよい町、あるいは誇れる町、意味のある町。そういうふうにしていくということを、まず基本にして、それなら何が必要かということから話しが始まっていったと記憶しております。

・**委員** それは何ですか？基本条例は一つの理念みたいなものですよね。そして、条例のトップですよ。その大事さと言いますか、住民自治ですよ。まちづくりを進める上で、どうしらいいかというのが条例ですよ。そうすると、評価をする権利、例えば、行政に対する評価、議会に対する評価、それと全体を評価するという、草案には4年ごとに見直すと書いてあります。これは、いいですよ。だけど、住民が読んで、一つの危機感と言いますか、意識改革ですよ。こうしなければならないという。そういうのが、なかなか読みとれないですよ。学者が作るのは、一般論になってしまう。住民が参画して作るのは、具体性が出てくる。住民直結だからです。基本条例が絵に描いた餅になってしまったら大変だなあと。

・**幹事** その点を一番、気を付けたつもりでおります。いろいろな過程の中で危機感についても、相当厳しくでましたが、ただ条文としてそれを載せたら、また逆の意味での難しさというものもでてくるかなと。随分、言葉そのものについても吟味して、特に前文などについては、ここに落ち着かせたつもりでおります。

・幹事　そもそも基本条例がでてきたところの受け止め方について、若干、個人的な受け止め方も入りますが、申し上げておきたいと思います。「自治基本条例を作るので委員をやらないか」という話が町からありました。私はそれを聞いたときに、これはたいへんなことなのかなという受け止め方をしました。どうしてかと申しますと、平成16年12月28日に、町議会が行財政改革に関する提言をなさいました。その中で、「1. 町政への積極的な住民参画と協働を図るため、地域住民参加型の町づくりを推進すること。2. 外部委託制度の推進や外郭団体の有効活用を図るなど、社会状況の変化を先取りした、全事務事業の見直しを図ること。3. 組織の定員の見直しを行い、効率的な行財政運営システムの構築や人材育成を図ること。4. 自主財源の、長期的な確保を図ること。」このような提言をされました。これを受けて、町の基本条例を作るという流れと私は受け止めました。ご承知のように、地方自治体を取り巻く情勢というのは、非常に嫌な状態だと私は考えております。口を開くと少子高齢化という話しになります。少子というのは事実そうですが、高齢化、この裏側には、年寄りも元気で長生きしてたいへんそうだ。病気になって医療費がかかって困るよ。こういうのが少し見えるものですから、私は70歳になってくやしいわけです。そういう状態が一つ。それから、町の財政がたいへん厳しくなってきたと。そういう状況の中で、合併をしないで、自律をしていくんだと。自律をしていく中では、国から交付税が非常に減額させてくるんだと。そうすると、小さい町の財政というのは、この後、なかなか厳しいことになりますよ。合併がいいか悪いかは別にして。そうすると、まず、財源が少ないということであれば、如何に無駄を省いていくか。かかるお金を、どう節減するのかという話しが出てくるわけです。その時に、まず一つ出てくるのが、人件費が高すぎるのではないかと。そういう意見が当然出てくるわけです。もう一つは、町だから、自治体だから、それで済んでいるけれども、民間では、それでは済まないよという意見がでてくるわけです。その時には、例えば、国や県、あるいは町がやらなければならないことは抜きにして、民間でやったらもっと安くできるのではないかと。それで、保育所のこともそうですし、いろいろな問題を民間に任せたらいいのではないかとという話しが当然出てくるわけです。こういう状況が進んでいくと、経済的な数字の上での人口が増えて、収入が増えて、それで財政的に豊かになったというところに焦点が置かれて、それを達成できたら良い町なんだとということになりはしないだろうか。例えば、人口が3万8千から、3万5千になっても、そんなに悪いことではないのではないかと。そこに住む3万5千の人が、本当に良い町だと感じられるのなら悪いことではないだろうと。あるいは、約100億円の財政のところから、80億円になったから、これでみんなが困るのかと決してそうではないだろうと、そんな感じを持っていますので、今ここで、そのような数量的なものを中心にした流れに対して、どこかで歯止めをかけておく必要があるのではないだろうか。こんな考え方をもって、この流れの中で、自治基本条例が一つの支え、あるいは、つかえ棒になるのだとしたら、それを作る意味があるだろうから、私も喜んで参加させて頂きます、こういう立場で参加をしました。ただ、いろいろな議論を通していくと、一つは現在おかれているそのような状況の中で、どう自治を作り上げていくのか

という意見と、もう一つは目の前の問題ではなくて、10年、20年、もう少し先を見通した、あるいは本来、地方自治が持つ意味は何なのか、こういうことを考えた上で、この条例を作っていくんだ。このような意見が必ずしも上手くかみ合わなかったのではないか。従って、例えば、まちづくりという言い方の中で、一つは都市計画的な感覚でまちづくりを考える方もいらっしゃるでしょうし、あるいは、いろいろな建物そういうものを考える方もいるでしょうし、あるいは、心の問題といたしますか、そういったものを中心に考える方もいるでしょうし。そのようなことで、必ずしもこの草案がピッタリ一つの気持ちで出来上がっていると言えない部分があると思うのです。これは、決して悪いことではない。だから、これから討論の輪が広がったわけですから、そして、それぞれのご経験・考えを持った方が増えたわけですから、そこでいろいろ意見を交わして頂いて、最終的に22名の者の気持ちが一つになるのは必要なんです。ただ、意見が全部同じになる必要はないのではないだろうと。ですから、そういう中でいろいろご意見を交わしていただいて、一定のところ、この辺が我慢のしどころかというのを探していただければいいのかなと考えております。例えば、評価の問題については、町が評価をするという第10章に評価の問題が出てきております。住民の側からの評価について、正直申し上げまして、あまり深く考えていなかったという点があるだろうと思います。以上です。

・**幹事** 評価の権利について、第9条に「わたくしたち住民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。」と書いてあります。この参画するという参画の仕方がいろいろあると思うのです。業務管理の基本的な考えで、プラン、ドゥー、チェック・アンド・アクションという考え方がありますが、それに照らし、参画を広く考えてみますと、ここに書いてあるということによろしいのではないのでしょうか。そういう権利を持っている。従いまして、住民のみなさんは、この町をこういうふうにしたんだということで計画を作ったり、それを実行するというのが参画の中に含まれている。実際、やってみて、こういうところは問題だということも当然でてくるわけですから、参画という意味を広くとらえていただいて、評価も含んでいると、こういったことによろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

・**委員** 他の町村で、「参画条例」を作っているところもありますよね。そして「厳しい財源」と、これを読んで、本当のところよく分からないのですよ。例えば、地方債、交付税、補助金といっても、国からきている資産をずっとあてに出来ないから危機感があるわけですよ。そして、これは自分たちの手でやっという基本がないわけだと思うのですよね。人口の問題がでましたが、一口に言う3万8千というのではなくて、交流人口ですよ。町外からどのくらいやってくるのか、でていくのか。そういう基本的なことが明らかになっていないと。そういうのを認知するというのでしょうか、大事なことだと思うのですよ。

・**幹事** そういったものは、情報として提供を受ける権利を有します。

・委員 情報公開、受ける権利と書かれていますよ。参画する権利もありますよね。しかし、評価する権利の具体性がないのですよ。その評価する権利というのは、その手続きとか、この条例を読んで、こういう情報を求める権利ですよ。情報を与える権利ではないですよ。こういう情報が欲しいときは、こういう手続きなどがあると書かれていると、具体性があると思います。

・司会 今おっしゃっているのは、この基本条例の中に、情報を受けられることを事細かに入れた方がいいのではないかということですか？

・委員 いえ、事細かにというのではありません。

・幹事 この自治基本条例は、国で例えれば、憲法のような位置付けです。従いまして、具体的な内容については、個々の条例があり、また作ることもできます。細かいことは、そちらで書くようにして、おおまかなこと、基本的なことだけを自治基本条例に書くように心がけたつもりです。

・司会 いろいろな貴重なご意見をありがとうございました。私自身も読み返してみているのは、今、評価とおっしゃっていましたが、我々の心の中で、絶えず権利の主張だけではなくて、役割も果たして責務として、いいまちづくりに参加しましょう。その上で執行機関はどう動いているか。議会も一生懸命やってくれているのだろうか。我々町民も自覚が足りないのではないだろうかなど、絶えず町民が評価する心で町を見ているといいますか、そういう資質も根底には大事なことだと思います。従って、おそらく皆さんが「今は上手くいっているな」とか「どうしようもないな」とか評価をする目で我々も絶えず見ていく。従って今、おっしゃる評価という意味からいくと、住民の役割や責務の中にも、そういう根底があると私は理解しているところなんです。いずれにしても、そういったものをしっかり見極めていく心は大事だと思いました。その他にありますか？

・委員 第10条の住民の役割と責務ですが、この文章でよろしいかと思うのですが、プラスアルファで、リアルなこと、例えば、税金のこと、国保税だとか、住民税だとか、その他給食費のことなど、最低限、住民として果たさなければならない責務がいくつかあるかと思うのですが、どのような表現がいいのか分かりませんが、そういったことをもっと具体的にふれたらいいのではないかと思います。

・司会 具体的な責務をもっと考えたらいいのではないのでしょうかというご意見ですが、前回も具体的なご意見が二つでしたが、記録にとどめておき時間をかけて、じっくり検討していきたいと思います。

その他、ご質疑ご意見ございますか？

なければ、次に進みたいと思います。それでは、第5章議会の役割と責務に入ります。

・**幹事** それでは、説明させていただきます。第5章議会の役割と責務は二つの条文からなっています。一つは、議会の役割と責務。ついで、議員の責務です。それでは朗読させていただきます。

(第11条・第12条朗読)

第11条の考え方としましては、議会は、町長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、町長と独立対等な地位にあり、議事運営等を通じた相互の牽制と均衡により自治体の適正な行政運営を果たすことが求められています。その重要性から住民に分かりやすくこの条例で定め、まちづくりにおける議会の役割と責務を明らかに示したものです。

次に第12条の考え方としまして、議員が、住民の代表として住民の側に立ちながら、果たすべき責務について示したものです。

現在の議会、議員はこの条文に照らし合わせて考えてみると、かなり能力が低いと認めざるを得ませんが、このことをしっかり念頭に置いて、議員一人ひとりが能力の向上に努めると共に、議会としての役割を果たすべきであろうと、このように書かせて頂きました。以上です。

・**司会** ありがとうございます。第5章について、質疑等ございましたらお願いします。

・**委員** おっしゃる通りだと思いますが、自治を動かすと申しますか、住民意識の高揚と申しますか、具体的なことがなく、どうもしっくりこない。

・**幹事** この条文は具体的には書いてありません。議会には議会運営規則だとか、政治倫理条例などがありますので、具体的な中身はそちらの方に記載されています。

・**司会** それでは、第6章町長及び執行機関の役割と責務に進みます。

・**幹事** では、第6章町長及び執行機関の役割と責務について、説明させていただきます。

第13条、町長の役割と責務について(第13条朗読する)、考え方としまして、町長は執行機関を代表し、住民と議会に対して直接責任を負い、公正かつ誠実に職務執行を行う責務があることを示したものです。

第14条、執行機関の役割と責務について(第14条朗読する)、考え方としまして、まちづくりの主体は住民であるという認識のもと、町の執行機関として行わなければならないこと、果たさなければならない役割と責務を示しています。地方自治法第7章執行機関にも書かれていますが、分かりやすくという点で、こういったものを示しました。

第15条、職員の責務について(第15条朗読する)、考え方としまして、職員の立

場と、住民の一員としての立場の二面から、この条例のまちづくりの基本理念を踏まえ、職務に取り組むことを定めています。地方公務員法第30条サービスの根本基準に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とありまして、この第15条で職員の責務としてあげさせていただきました。

第16条、組織機構について（第16条朗読する）、考え方としまして、社会経済情勢の変化に応じた柔軟で機能的な組織体制の構築が重要であるとの考え方から定めています。執行機関の組織は、執行機関相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮しなければなりません。そのため、分かりやすく機能的なものでなければならないとの考えを示したものです。

第17条、説明責任について（第17条朗読する）、考え方としまして、住民の町政参加の前提条件ともいえる、町政運営に当たっての町の「説明責任」を明確にするとの考え方により定めたもので、重要なことは意思決定過程の説明責任であることを明記しました。以上です。

・司会 ありがとうございます。第6章についてご説明いただきましたが、質疑がありましたらお願いします。

・委員 どうも私として、しっかりこない言葉が二つあります。まず、第15条第2項の「職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行します」という中の「のっとり」という言葉。二つ目は、第16条「町は、まちづくりや住民の多様な行政要望に柔軟かつ迅速に対応でき、住民に・・・」という中の、「でき」という部分です。内容が分からない訳ではないのですが、「柔軟かつ迅速に対応し、住民に・・・」という方が、よろしいのではないかと思います。適正な言葉かどうかお考えいただけたらと思います。

・司会 ありがとうございます。他にありますか？

・委員 第15条第3項に「職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めます」とありますが、民間企業と比べると「専門性」という分野について、心配してしまう点があります。役場は職員の異動が3年くらいで行われますが、特に土木などの技術を要する分野について、全く知識のない職員が担当した場合に、町の行政は停滞してしまわないか。その点が、この条文でカバーできるのか、危惧してしまう。

・幹事 県や市などの大きな自治体では、土木などの技術職は、その分野だけに配置されていると思います。小さな町の自治体でも、建設、水道、など関連する分野での異動を配慮しています。ここで、言いますのは、職員は職務に必要な知識、能力を取得して対応できるようにする。町村の職員の方が、県や市の職員と比較すると、万能になっています。深くは入っていけなくて、広く浅くになってしまっていますが。現在、職員

の数を減らしていますので、なおさら職員も真剣に勉強しなければ、住民のために働けません。

・**幹事** もう一つ、次元が違うところについても、ご理解をいただけるとありがたいのですが、この基本条例の中に、ボランティアという言葉は一言も出てきません。草案策定の段階で、ボランティアの必要性・意義について、議論がありました。ただ、基本的な考え方としまして、行政が作った条例の中で、ボランティアはこうあるべきですという言い方は、せん越ではないでしょうか。従って、ボランティアについては、一言も入っていません。例えば、第13条第4項に「町長は、住民との協働に必要な企画能力及び町政能力を備えた町職員の養成に努めます」。今、ボランティアは重要視されて、皆さん一生懸命されていますが、「入るのは楽、だけれども長続きするのは非常に難しい」。正義感に燃えて、あるいは皆さんのために、自分自身も含めて、何かやろうということが始まりますが、それが2年たち、3年たつと、どうも最初考えたことと違ってくる。あるいは、自分の生活との関わりがおかしくなってくる。拘束されるものではありませんから離れてしまったりする。私も多少かかわっていますが、例えば、募集をすると、そこにたくさん集まってくるんですよ。そこで選考して、始まるわけですが、実際、3年たち4年たってみると参加する人が非常に減ってしまう。突発的な、単発のイベントのようなボランティアはいいのですが、これが年間を通して地道に活動していくようなものは、なかなか難しい。それは本人の問題もありますが、その他に支えていく体制が不足しているのではないかという気がしています。今、町の中で福祉の関係は社会福祉協議会が担当しているようですが、ボランティアの方に悩みがあったときに、どこに悩みをもっていくのか、あるいは、どこに相談をするのかということが、きちっと確立されていないと、自分自身の中で固まってしまって、やめてしまう。例えば、役場の窓口で、福祉に関する部門、あるいは、それ以外の様々な部門について、相談にのったり、助言をしたりする形ができると非常に楽になってくるのではないかと考えています。そういう意味で、住民との協働に必要な企画能力、あるいは調整能力といったものがある人が、それぞれの窓口にいていただけると、思うようなボランティアの活動、あるいは活用ということができていくんだらうと思っています。そういう意味も含めて、職員の知識、能力というものが、もっともっと向上していかないといけないのではないかと考えて。このへんの条文がでていますので、書いていなければ分からないと言われてしまえばそれまでですが、その点を含めながら、一つひとつ全て条文に書くのが良いのか悪いのかになりますと議論があると思いますので、その点をくみ取って頂けると有り難い。

それに関連して、苦言を呈しておきたいのですが、この自治基本条例案ができて、最終的に、町議会に上程され、承認されて、条例として、いきてきました。それが、どのように町民の皆さんに伝えられていくのか、理解されていくのか、活用されていくのかということも考えておかないといけないと思います。ただ単に、町の広報紙に載せただけでは、自治基本条例は知られて行かないのではないのでしょうか。それから先は、いろいろと皆さんの議論が必要だと思いますが、極端なことを言えば、それぞれの地区で説明

会をやるかどうかは別として、そのくらいのつもりで、このメンバーが出ていって、こういう考えで、こういうものを作りましたよ、こういうふうにご利用して下さいよというくらいの事を言わないと、たいへん良いものが出来ました、町の金庫にしまいました、それでお終いということでは、せっかく作った意味がないのではないかとこのように考えていますので、ご理解頂きたいと思います。

・委員 第6章の第14条第2項の「町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し・・・」とありますが、コミュニティだけでなく、ここにボランティアを入れてもらいたいような気がします。今、全国的にボランティアということが叫ばれています。町ができないようなことを自主的に、一人ではできないことを支え合って活動しているボランティア団体もあります。コミュニティだけでなく、ボランティアも奨励しますよというような内容をいれていただけるとありがたいと思います。

・司会 今、ご発言がありました。この第6章は、町長と執行機関の役割と責務が書かれているものなので、むしろ第4章の第10条第3項「わたしたち住民は、まちづくりを支える自主的かつ自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めます。」という中に、ボランティアも入っていると理解しましたが。

・委員 ボランティアだけでなく、NPOもあわせて考えて頂けないでしょうか。それから、もう一つ。まちづくりは人づくり、人材育成と明記されていますが、具体的な方針を考えて欲しい。それから、住民の参画。審議会や会議を開く時間を考えて欲しい。平日の昼間では参加できる人が限られてしまう。夜や休日の開催など考えていかないといけないと思います。

・司会 基本条例が制定されて、次に具体的に町を良くするためには、どうしたら、なお良くなるのかという具体論がかなり出てくると思います。そういったときに、それを起爆剤にして、活動の起点になって具体的な活動がどんどん始まっていく、それが本当の意味での自治基本条例だと思います。他にありますか？

・委員 第12条議員の責務についてですが、立て看板的な表現で終わっていると思いますので、住民の立場からいいますと、住民の声をきき、その声をいかすために、議会と議員と住民の距離を縮めるような、柔らかい表現を入れていただけるといいかなと思います。

・委員 小さいことで申し訳ないのですが、文言についてです。第10条第2項は「わたしたち住民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。」とあります、この通りだと思うのですが、第5章の議会の責務と役割、第6章の執行機関の役割と責務では「努めます」という言葉が多い中で、「責任を持つ」ということが住民の側から読んだときに、重く感じるような気がいたします。もう少し、自覚とか誇り

を持つといったような文言の方がいいような気がいたしますが、いかがでしょうか。

・**司会** ありがとうございます。他にございますか。ないようですので、会議次第3その他に進みます。まず、第1回会議及び第2回会議録の公開について。事務局から説明願います。

3. その他

1) 第1回及び第2回会議録の公開について

・**事務局** 既に、第1回、第2回の会議録を皆様にお送りしてあり、修正等がある場合は、本日3月30日までに事務局までお申し出いただくことになっており、2名の方からお申し出いただいておりますが、まだお申し出いただいていない方がおりましたらお願い致します。

・**司会** いかがでしょうか。いらっしゃらないようですので、修正したものをホームページに公開してもよろしいでしょうか。

(承認される)

2) 次回(第4回)会議の開催日時について

・**司会** では、次に、次回会議開催日時の確認について。第4回会議は、4月26日午後1時30分から、この大会議室で開催ということによろしいでしょうか。

(承認される)

通知は、改めて事務局から発送するそうですので、よろしく願います。

今回のように、また、次のところを各自検討していただき、積極的な提言、ご意見なり、質問でも結構ですので、そういうことで次回の会議も盛り上げていって頂ければ、更に進むと思います。一通り説明が終わって、今まで出てきた意見等を踏まえながら、具体的な条文ごとの検討に入れるように進めていければいいなと思いますので、よろしく願います。

・**事務局** 事務局から、ご連絡いたします。この4月の機構改革で、この自治基本条例を管轄する部署は、総務課政策推進室になりますので、よろしく願います。

・**司会** では、たいへんありがとうございました。次回もよろしく願います。